

令和4年12月八戸市議会定例会

提 出 議 案

## 12月市議会定例会に付議すべき事件

議案第102号	令和4年度八戸市一般会計補正予算	別冊
議案第103号	令和4年度八戸市自動車運送事業会計補正予算	別冊
議案第104号	令和4年度八戸市立市民病院事業会計補正予算	別冊
議案第105号	令和4年度八戸市下水道事業会計補正予算	別冊
議案第106号	令和4年度八戸市国民健康保険特別会計補正予算	別冊
議案第107号	令和4年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計補正 予算	別冊
議案第108号	令和4年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会 計補正予算	別冊
議案第109号	令和4年度八戸市学校給食特別会計補正予算	別冊
議案第110号	令和4年度八戸市中央卸売市場特別会計補正予算	別冊
議案第111号	令和4年度八戸市霊園特別会計補正予算	別冊
議案第112号	令和4年度八戸市介護保険特別会計補正予算	別冊
議案第113号	令和4年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計 補正予算	別冊
議案第114号	令和4年度八戸市後期高齢者医療特別会計補正予算	別冊
議案第115号	八戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正す る等の条例の制定について	5
議案第116号	八戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	27
議案第117号	八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について	29
議案第118号	八戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 の制定について	55
議案第119号	八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定 について	61

議案第120号	八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について .....	63
議案第121号	新井田公園テニスコート増設等工事（その2）請負の一部変更契約の締結について .....	77
議案第122号	指定ごみ袋の買入れについて .....	79
議案第123号	市道路線の廃止及び認定について .....	81



議案第115号

八戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について  
八戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月6日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

国家公務員法等の一部改正に準じ、職員の定年を段階的に引き上げ、60歳に達した職員の給料月額の特例を定めるとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務職員の任用に関し必要な事項を定めるほか、関係条例について所要の改正等をするためのものである。

## 八戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(八戸市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 八戸市職員の定年等に関する条例(昭和59年八戸市条例第31号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

### 目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条―第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条―第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)

第5章 雑則(第13条)

### 附則

#### 第1章 総則

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を加える。

#### 第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、八戸市職員の給与に関する条例(昭和26年八戸市条例第14号)第5条第1項第2号アに規定する医療職給料表(1)の適用を受ける職員の定年は、年齢70年とする。

第4条第1項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、

当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「あるためその」を「あるため、当該」に、「できないことから、その職員の退職により」を「できず」に、「とき」を「こと」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の理由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の理由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（第3条ただし書に規定する職員並びに公営企業として設置された病院事業の医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

- (1) 八戸市職員の給与に関する条例第9条の2第1項の規定により市長が指定する職員の職
- (2) 八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年八戸市条例第10号）第3条の2の規定により管理者が指定する職員の職
- (3) 八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年八戸市条例第59号）第5条の規定により管理者が指定する職員の職

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、

第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。



- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことができる。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定によ

り他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。  
(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

#### 第5章 雑則

(雑則)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第3項を次のように改める。

(定年に関する経過措置)

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条本文中「65年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同条ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	69年

附則に次の2項を加える。

- 4 前項の規定は、公営企業として設置された病院事業の医療業務に従事する医師及び歯科

医師については、適用しない。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員、第3条ただし書に規定する職員並びに公営企業として設置された病院事業の医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(八戸市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 八戸市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、給料」を「の期間、その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(八戸市職員の分限に関する基準、手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 八戸市職員の分限に関する基準、手續及び効果に関する条例（昭和26年八戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

第2条の見出し中「理由」を「事由」に改める。

第7条を第9条とし、第4条から第6条までを2条ずつ繰り下げる。

第3条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第2項中「若しくは免職又は休職」を「、免職、休職又は降給」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

(降給の種類)

第3条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任（次条において「他の職への転任」という。）により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

(降格の事由)

第4条 任命権者は、職員が降任又は他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合は、当該職員を降格するものとする。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とし、附則に次の2項を加える。

3 第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは「並びに八戸市職員の給与に関する条例（昭和26年八戸市条例第14号）附則第9項の規定による職員の給料月額の改定並びに八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年八戸市条例第10号）附則第4項及び八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年八戸市条例第59号）附則第2項の規定による職員の給料の額の決定とする」とする。

4 第5条第2項の規定は、八戸市職員の給与に関する条例附則第9項の規定による職員の給料月額の改定並びに八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例附則第4項及び八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例附則第2項の規定による職員の給料の額の決定の場合には、適用しない。この場合において、これらの規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、これらの規定の適用により給料月額又は給料の額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(八戸市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 八戸市職員の育児休業等に関する条例（平成4年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「又は第2項」を削り、「引き続いて勤務している」を「引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 八戸市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員第10条第2号中「又は第2項」を削り、「引き続いて勤務している」を「引き続き勤務さ

せることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 八戸市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員第17条の表第7条の2の項中「第7条の2」を「第7条第11項」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第3項」に、「短時間勤務の職を占める職員」及び「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「前条第11項の規定にかかわらず、同項」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に、「前条の規定にかかわらず、同条」を「当該育児短時間勤務職員」に改め、同表第12条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第16条第4項の項を削り、同表に次のように加える。

<p>附則第9項</p>	<p>)とする</p>	<p>)に、八戸市職員の勤務条件に関する条例（平成7年八戸市条例第7号）第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする</p>
--------------	-------------	--

第18条の表中「再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に改める。

第21条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第22条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（八戸市職員の勤務条件に関する条例の一部改正）

第5条 八戸市職員の勤務条件に関する条例（平成7年八戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第11条第1項第1号及び第16条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成11年八戸市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 八戸市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第7条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年八戸市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 八戸市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員  
第11条第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 八戸市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員(八戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 八戸市職員の給与に関する条例(昭和26年八戸市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(初任給、昇格、昇給等の基準)」を付し、同条第4項中「規則の」を「規則で」に改め、同条第5項及び第7項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第11項を次のように改める。

11 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務条件に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第7条の2を削る。

第11条の4第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第12条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号及び同条第3項第1号中「その者」を「当該職員」に改める。

第16条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第19条の4第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条の7第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「その者」を「当該任命権者」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第10条及び第11条」を「第7条第3項から第10項まで及び第9条の3から第11条まで」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び8項を加える。

（60歳に達した職員の給料月額の特例）

9 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第7条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

10 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 八戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年八戸市条例第31号。以下「定年等条例」という。）第3条ただし書に規定する職員

(3) 定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年等条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(4) 定年等条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年等条例第6条に規定する職を占める職員

11 定年等条例第8条第1項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の

適用を受ける職員のうち、特定日に附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 12 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第7条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第7条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 13 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第11項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 14 附則第11項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 15 附則第11項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第19条の4第5項（第19条の7第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第19条の4第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第11項、第13項又は第14項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 16 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、附則第11項の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。



定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	

別表第 2 アの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000

別表第 2 イの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

別表第 2 ウの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

別表第 3 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	225,200	271,100	324,400	405,200

(八戸市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第 9 条 八戸市職員の特殊勤務手当支給条例（昭和33年八戸市条例第65号）の一部を次のよう

に改正する。

第17条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(八戸市職員の寒冷地手当支給条例の一部改正)

第10条 八戸市職員の寒冷地手当支給条例(昭和31年八戸市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第1条中「者(同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。)をいう」を「職員に限る」に改める。

(八戸市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 八戸市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和29年八戸市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第16条の3の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(八戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第12条 八戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年八戸市条例第104号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第13条 八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年八戸市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第18条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第4項を次のように改める。

4 当分の間、職員(次に掲げる職員を除く。)が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給料の額については、八戸市職員の給与に関する条例(昭和26年八戸市条例第14号)附則第9項及び第11項の規定に準じて、管理者が定める。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 八戸市職員の定年等に関する条例(昭和59年八戸市条例第31号)第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日においてこの

項の規定により管理者が定める額の給料を支給されていた職員を除く。)

- (3) 八戸市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

（八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第14条 八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年八戸市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第8条第1号中「再任用職員」を「地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、同条第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 当分の間、職員（次に掲げる職員を除く。）が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給料の額については、八戸市職員の給与に関する条例（昭和26年八戸市条例第14号）附則第9項及び第11項の規定に準じて、管理者が定める。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 医療業務に従事する医師又は歯科医師である職員
- (3) 八戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年八戸市条例第31号）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日においてこの項の規定により管理者が定める額の給料を支給されていた職員を除く。）
- (4) 八戸市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

（八戸市職員の再任用に関する条例の廃止）

第15条 八戸市職員の再任用に関する条例（平成13年八戸市条例第6号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第21項の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による改正前の八戸市職員の定年等に関する条例(以下「旧定年等条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年等条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧定年等条例勤務延長職員」という。)について、旧定年等条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の八戸市職員の定年等に関する条例(以下「新定年等条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年等条例勤務延長職員に係る旧定年等条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年等条例定年(新定年等条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年等条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年等条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新定年等条例定年が新定年等条例第3条本文に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年等条例第4条第1項若しくは第2項、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年等条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年等条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

4 新定年等条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しよう

とする常時勤務を要する職に係る旧定年等条例定年（旧定年等条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年等条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年等条例第2条の規定により退職した者
  - (2) 旧定年等条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項又は附則第10項若しくは第11項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者
- 6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年等条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新定年等条例第2条の規定により退職した者
  - (2) 施行日以後に新定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 施行日以後に新定年等条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新す

ることができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

- 8 暫定再任用職員（附則第5項、第6項、第10項又は第11項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 10 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年等条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年等条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年等条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年等条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 11 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年等条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年等条例定年をいう。附則第20項において同じ。）に達している者（新定年等条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 12 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。  
（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）
- 13 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
  - (1) 施行日以後に新たに設置された職
  - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

14 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年等条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

15 令和3年改正法附則第4条及び第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

16 令和3年改正法附則第4条及び第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年等条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

17 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第5項から第12項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この項から附則第19項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年等条例定年が基準日の前日における新定年等条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

18 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年等条例定年に達している者とする。

19 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第17項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年等条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

20 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和

13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年等条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年等条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新定年等条例定年相当年齢が新定年等条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この項において「新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年等条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年等条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新定年等条例第12条の規定により採用することができず、新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年等条例第12条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年等条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

21 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(八戸市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

22 附則第10項又は第11項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の八戸市職員の育児休業等に関する条例第21条第2号及び第22条第1項の規定を適用する。

(八戸市職員の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

23 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の八戸市職員の勤務条件に関する条例第2条第3項、第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項、第11条第1項第1号並びに第16条の規定を適用する。

(八戸市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

24 第8条の規定による改正後の八戸市職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第9項から第16項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務している職員には適用しない。

25 附則第5項又は第6項の規定により採用された職員の給料月額は、当該職員が定年前再任



用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される八戸市職員の給与に関する条例第5条第1項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第7条第2項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。

26 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている附則第5項又は第6項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、八戸市職員の勤務条件に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

27 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される八戸市職員の給与に関する条例第5条第1項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第7条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第5条の規定による改正後の八戸市職員の勤務条件に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

28 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第11条の4第1項、第19条の4第3項及び第19条の7第2項の規定を適用する。

29 新給与条例第19条の7第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（八戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年八戸市条例第 号）附則第8項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

30 八戸市職員の給与に関する条例第7条第3項から第10項まで及び第9条の3から第11条までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。

31 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第12条第2項及び第16条第2項の規定を適用する。

（八戸市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

32 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条の規定による改正後の八戸市職員の特殊勤務手当支給条例第17条の規定を適用する。

（八戸市職員の寒冷地手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

33 第10条の規定による改正後の八戸市職員の寒冷地手当支給条例の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(八戸市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

34 八戸市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条、第4条の2、第11条及び第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(八戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

35 施行日以後に、令和4年度における人事行政の運営の状況に関し、八戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定により任命権者が報告し、又は同条例第4条の規定により市長が把握しなければならない事項については、第12条の規定による改正後の八戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

36 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第12条の規定による改正後の八戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定を適用する。

(八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

37 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第13条の規定による改正後の八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項の規定を適用する。

38 八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条、第10条及び第13条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

39 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第14条の規定による改正後の八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項及び第8条の規定を適用する。

40 八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条、第16条及び第20条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(その他の経過措置の規則への委任)

41 附則第5項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第116号

八戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月6日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

職員の給与から控除できるものについて、八戸市職員生活協同組合の解散に伴う所要の改正をするためのものである。

## 八戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

八戸市職員の給与に関する条例（昭和26年八戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。  
第21条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第117号

八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月6日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

青森県人事委員会勧告に基づく青森県職員の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改定するとともに、特別職の職員等の期末手当の支給割合の改定をするためのものである。

八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(八戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 八戸市職員の給与に関する条例(昭和26年八戸市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第19条の7第2項第1号中「100分の90」を「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の100」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700

16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		



80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600	381,500		
95		295,200	343,100	381,900		
96		295,600	343,500	382,300		
97		295,800	343,700	382,600		
98		296,100	344,100	383,100		
99		296,500	344,500	383,500		
100		296,900	344,800	383,900		
101		297,100	345,100	384,200		
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			

	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員（第22条から第24条までの規定により給与を受ける職員を除く。）に適用する。

別表第2（第5条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900

7	270,900	355,900	415,400	485,100
8	274,700	358,700	417,300	487,300
9	278,300	361,100	419,500	489,300
10	282,300	363,700	422,200	491,400
11	286,300	366,400	424,800	493,500
12	290,300	369,200	427,500	495,600
13	294,000	372,100	429,900	497,700
14	298,000	375,600	432,400	499,800
15	301,900	378,600	434,800	501,900
16	305,700	382,200	437,300	504,000
17	309,300	385,600	439,300	506,100
18	312,800	388,300	441,700	508,100
19	316,300	390,800	444,000	510,100
20	319,800	393,400	446,400	512,100
21	323,400	396,100	447,900	513,900
22	327,100	398,300	450,300	515,700
23	330,500	400,200	452,600	517,600
24	333,800	401,800	454,900	519,500
25	337,300	403,800	456,900	521,200
26	339,800	406,100	459,200	523,000
27	342,400	408,300	461,400	524,800
28	344,700	410,600	463,700	526,600
29	347,100	412,900	465,800	528,200
30	348,900	415,000	468,100	530,000
31	350,700	417,000	470,400	531,800
32	352,700	419,100	472,600	533,600
33	354,900	421,000	474,600	535,200
34	357,200	422,800	476,700	537,000
35	359,300	424,600	478,800	538,700
36	361,600	426,600	480,900	540,500
37	363,700	428,500	483,000	542,100
38	366,100	430,500	484,800	543,700

	39	368,300	432,400	486,600	545,100
	40	370,300	434,400	488,400	546,700
	41	372,500	436,200	490,100	548,200
	42	373,500	438,000	491,900	549,600
	43	374,300	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	

	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、診療所等に勤務し、医療業務その他市長が指定する業務に従事する医師又は歯科医師である職員に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600

	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000
	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
	45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
	46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
	47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
	48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
	49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
	51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
再	52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
任	53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
用	54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800	
職	55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100	
員	56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400	
以	57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700	
外	58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000	

の 職 員	59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300
	60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700
	61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900
	62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200
	63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500
	64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
	65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
	66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900	
	67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600	
	68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200	
	69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600	
	70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100	
	71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600	
	72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100	
	73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700	
	74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200	
	75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800	
	76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400	
	77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900	
	78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400	
	79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900	
	80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400	
	81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700	
	82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200	
	83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600	
	84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000	
	85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400	
	86		289,500	325,400	346,300	387,900	
	87		289,700	325,600	346,600	388,300	
	88		289,900	326,000	346,900	388,700	
	89		290,300	326,400	347,300	389,100	
	90		290,500	326,800	347,600	389,600	



	91		290,700	327,200	348,000	390,000		
	92		290,900	327,600	348,300	390,400		
	93		291,300	327,900	348,700	390,800		
	94		291,500	328,100	349,000			
	95		291,700	328,500	349,300			
	96		292,000	328,800	349,600			
	97		292,400	329,000	349,900			
	98		292,700	329,300	350,300			
	99		292,900	329,600	350,700			
	100		293,200	329,900	351,100			
	101		293,500	330,100	351,600			
	102		293,700	330,400	352,000			
	103		293,900	330,800	352,400			
	104		294,200	331,000	352,800			
	105		294,500	331,200	353,300			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、診療所等に勤務し、栄養管理、医療技術業務その他市長が指定する業務に従事する獣医師、薬剤師、栄養士及び歯科衛生士である職員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800

28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700
29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500
30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200
31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900
33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300

	60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700
	61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300
	62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800
	63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200
	64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700
	65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300
	66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700
	67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000
	68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
	69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
	70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	
	71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	
	72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	
	73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
	74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
	75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
	76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
	77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	
	78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	
	79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	
再	80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	
任	81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	
用	82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200	
職	83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600	
員	84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900	
以	85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200	
外	86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700	
の	87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200	
職	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
員	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	

92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300		
123	296,700	327,500	361,800		

124	297,100	327,800	362,300
125	297,300	328,000	362,600
126	297,500	328,300	
127	297,800	328,700	
128	298,200	328,900	
129	298,400	329,100	
130	298,700	329,300	
131	299,100	329,700	
132	299,500	329,900	
133	299,700	330,200	
134	300,000	330,600	
135	300,400	331,000	
136	300,700	331,400	
137	300,900	331,700	
138	301,200	332,100	
139	301,600	332,500	
140	301,900	332,900	
141	302,100	333,200	
142	302,500	333,600	
143	302,900	333,900	
144	303,200	334,300	
145	303,400	334,600	
146	303,600	335,000	
147	303,900	335,400	
148	304,300	335,800	
149	304,500	336,100	
150	304,700	336,500	
151	305,000	336,900	
152	305,300	337,300	
153	305,700	337,600	
154	305,900		
155	306,100		

	156	306,400					
	157	306,700					
	158	307,000					
	159	307,300					
	160	307,600					
	161	308,000					
	162	308,300					
	163	308,600					
	164	308,900					
	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、診療所、学校等に勤務し、保健指導、看護その他市長が指定する業務に従事する保健師、看護師及び准看護師である職員に適用する。

別表第3（第5条関係）

教育行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	164,400	180,200	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	308,400	414,000

7	174,200	192,700	310,700	415,500
8	176,000	194,800	312,800	417,100
9	177,700	197,000	314,900	418,500
10	179,800	199,600	317,200	419,900
11	181,800	202,200	319,600	421,300
12	183,700	204,800	322,100	422,600
13	185,600	207,400	324,500	423,900
14	187,700	209,100	326,400	425,300
15	189,800	210,700	328,300	426,700
16	191,900	212,400	330,400	428,100
17	194,100	214,200	332,200	429,300
18	196,400	215,800	334,400	430,600
19	198,900	217,500	336,500	431,800
20	201,200	219,100	338,500	433,100
21	203,600	220,900	340,600	434,200
22	205,200	222,800	342,400	435,400
23	206,900	224,700	344,200	436,700
24	208,600	226,600	345,800	438,000
25	210,100	228,100	347,500	439,300
26	211,500	230,100	349,300	440,500
27	213,100	232,100	351,200	441,500
28	214,600	234,100	353,100	442,600
29	216,300	235,900	354,900	443,800
30	218,000	238,600	356,700	444,600
31	219,700	241,300	358,400	445,400
32	221,400	244,000	360,300	446,300
33	222,700	246,600	361,600	447,200
34	224,400	249,400	363,300	447,700
35	226,100	252,000	364,800	448,200
36	227,700	254,700	366,600	448,700
37	229,100	257,000	368,500	449,200
38	230,800	259,400	370,000	



	39	232,500	261,900	371,300
	40	234,200	264,100	372,900
	41	235,800	266,600	374,000
	42	237,500	268,900	375,400
	43	239,100	271,100	376,800
	44	240,700	273,200	378,300
	45	242,300	275,300	379,700
	46	243,800	277,500	381,300
	47	245,100	279,600	382,900
	48	246,400	281,500	384,400
	49	247,500	283,800	385,800
	50	248,800	285,500	387,300
	51	250,200	287,400	388,800
	52	251,300	289,200	390,200
	53	252,400	290,600	391,400
	54	253,800	292,700	392,700
	55	254,800	294,700	393,800
	56	255,800	296,900	394,900
	57	257,000	298,900	396,300
	58	258,000	301,300	397,500
	59	259,100	303,500	398,700
	60	260,100	306,100	400,000
	61	261,300	308,300	401,200
	62	262,000	310,700	402,200
	63	262,900	313,000	403,600
	64	263,500	315,200	404,900
	65	264,500	317,300	406,100
	66	265,900	319,100	407,200
	67	267,000	320,700	408,400
	68	268,300	322,300	409,500
	69	269,800	324,200	410,500
再	70	271,300	326,300	411,700

任用職員以外の職員	71	272,600	328,400	412,900
	72	274,000	330,400	414,100
	73	274,800	332,500	414,700
	74	275,800	334,600	415,500
	75	277,000	336,800	416,200
	76	278,000	339,000	416,700
	77	279,200	340,700	417,000
	78	280,200	342,600	417,400
	79	281,400	344,300	417,800
	80	282,300	346,100	418,200
	81	283,500	347,900	418,500
	82	284,300	349,700	418,900
	83	285,300	351,100	419,300
	84	286,300	352,900	419,600
	85	287,200	354,100	419,900
	86	288,100	355,700	420,300
	87	288,800	357,200	420,700
	88	289,800	358,700	421,000
	89	290,800	360,000	421,300
	90	291,700	361,300	421,600
	91	292,600	362,700	421,900
	92	293,400	364,100	422,100
	93	293,700	365,600	422,300
	94	294,400	366,900	
95	295,100	368,200		
96	295,900	369,400		
97	296,700	370,400		
98	297,500	371,400		
99	298,300	372,400		
100	299,000	373,400		
101	299,900	374,300		
102	300,400	375,300		

103	300,900	376,300
104	301,400	377,300
105	301,600	378,100
106	302,000	379,000
107	302,300	379,900
108	302,500	380,900
109	302,700	381,700
110	302,900	382,700
111	303,200	383,700
112	303,500	384,700
113	303,700	385,300
114	303,900	386,200
115	304,100	387,100
116	304,400	388,000
117	304,700	388,800
118	305,000	389,500
119	305,300	390,300
120	305,600	391,100
121	305,800	391,700
122	306,000	392,500
123	306,200	393,200
124	306,500	393,900
125	306,800	394,500
126		395,200
127		395,700
128		396,300
129		397,000
130		397,600
131		398,100
132		398,600
133		398,900
134		399,200

	135		399,500		
	136		399,800		
	137		400,100		
	138		400,400		
	139		400,700		
	140		401,000		
	141		401,300		
	142		401,600		
	143		401,900		
	144		402,200		
	145		402,400		
	146		402,700		
	147		403,000		
	148		403,200		
	149		403,400		
再任用職員		225,200	271,100	324,400	405,200

備考 この表は、教育委員会事務局又は教育委員会の所管する教育機関に勤務する職員で教育公務員から引き続いて採用されたものに適用する。

第2条 八戸市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条の7第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の100」を「100分の95」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に改める。

(八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和56年八戸市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の157.5」を「、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第4条 八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合に

においては100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(八戸市特別職の職員の給料等に関する条例の一部改正)

第5条 八戸市特別職の職員の給料等に関する条例(昭和24年八戸市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の157.5」を「、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の167.5」に改める。

第6条 八戸市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第7条 八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成19年八戸市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第8条中「100分の180」を「、6月に支給する場合においては100分の180、12月に支給する場合においては100分の190」に改める。

第8条 八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条中「、6月に支給する場合においては100分の180、12月に支給する場合においては100分の190」を「100分の185」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の八戸市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 第3条の規定による改正後の八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定、第5条の規定による改正後の八戸市特別職の職員の給料等に関する条例(以下「改正後の特別職給料条例」という。)の規定及び第7条の規定による改正後の八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の病院事業管理者給与条例」という。)の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与等の内払)

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の八戸市

職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

- 5 改正後の議員報酬条例、改正後の特別職給料条例又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定を適用する場合においては、第3条の規定による改正前の八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第5条の規定による改正前の八戸市特別職の職員の給料等に関する条例又は第7条の規定による改正前の八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の議員報酬条例、改正後の特別職給料条例又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 6 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第118号

八戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月6日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

国家公務員退職手当法の一部改正等に準じ、職員の定年の引上げに伴う退職手当の基本額の特例措置等を定め、失業者の退職手当について雇用保険法の一部改正に伴う所要の改正をし、非常勤職員の退職手当の支給要件を緩和するとともに、その他規定の整備をするためのものである。

## 八戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

八戸市職員退職手当支給条例（昭和29年八戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者（以下「再任用職員」という。）を除く。」を削り、同条第2項中「再任用職員及び」を削り、「掲げる者」の次に「及び同法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」を、「18日」の次に「（1月間の日数（八戸市の休日に関する条例（平成2年八戸市条例第20号）第1条第1項に規定する市の休日の日数は、算入しない。）が20日に満たない場合にあっては、18日から当該満たない日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加える。

第5条の3中「10年」を「15年」に改める。

第10条第2項中「18日」を「職員みなし日数」に改め、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とするを「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改める。

第14条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「にあっては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあっては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあっては」を「には」に改める。

第20条第2項中「次項において」を「以下」に改め、「、「年齢58年」とあるのは「年齢63年」と、「年齢59年」とあるのは「年齢64年」と」を削り、同条第3項中「定年」を「年齢60年（医療職給料表(1)適用職員にあっては、年齢65年）」に改める。

附則第2項から第6項までを削り、附則第7項を附則第2項とし、附則第8項を削る。

附則第9項中「条例第42号」を「八戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年八戸市条例第42号。以下「条例第42号」という。）」に改め、「第5条の3まで」の次に



「及び第20条」を加え、「の規定により」を「並びに附則第10項から第16項までの規定により」に、「附則第9項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第10項中「第5条の2」の次に「及び附則第13項」を加え、同項を附則第4項とする。

附則第11項中「第5条」の次に「又は附則第11項」を加え、「附則第9項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第12項を附則第6項とし、附則第13項を附則第7項とし、附則第14項を附則第8項とする。

附則第15項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を附則第9項とし、同項の次に次の6項を加える。

10 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第20条」とあるのは、「、第20条又は附則第10項」とする。

11 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第20条」とあるのは、「、第20条又は附則第11項」とする。

12 前2項の規定は、八戸市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

13 八戸市職員の給与に関する条例附則第9項の規定による職員の給料月額改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

14 当分の間、第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）に対する第5条の3の規定の適用については、同条中「15年を」とあるのは「10年を」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

八戸市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員	65歳
八戸市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員以外の者	60歳

15 当分の間、職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって市長が定めるもの又は任命権者が市長と協議して定めるもの

及び公務上の傷病又は死亡により退職した者のうち、前項の表の左欄に掲げる者が、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第14項の表の左欄に掲げる者の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附則第16項を次のように改める。

- 16 当分の間、職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって市長が定めるもの又は任命権者が市長と協議して定めるもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者のうち、附則第14項の表の左欄に掲げる者が、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢に達する日の属する年度の初日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定（「再任用職員及び」を削り、「掲げる者」の次に「及び同法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」を加える部分を除く。）、第10条及び第20条第2項の改正規定、附則第9項の改正規定（「第5条の3まで」の次に「及び第20条」を加える部分に限る。）、附則第15項の改正規定（同項を附則第9項とする部分を除く。）並びに附則第4項から第6項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 八戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年八戸市条例第 号）附則第5項又は第6項の規定により採用された職員に対するこの条例による改正後の八戸市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用に

については、同項中「以下」とあるのは、「八戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年八戸市条例第 号）附則第5項又は第6項の規定により採用された職員を除く。以下」とする。

3 八戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第8項に規定する暫定再任用職員は、同条例附則第20項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第2条第2項、第14条第1項、第15条第1項及び第17条第5項の規定を適用する。

4 新条例第2条第2項及び第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算については、なお従前の例による。

5 新条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項に規定する事業を開始した職員又は同項に規定する規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

（八戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

6 八戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和37年八戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「改正後の条例第2条第2項」を「八戸市職員退職手当支給条例第2条第2項」に、「、改正後の条例」を「、同条例」に、「改正後の条例第3条」を「同条例第3条」に改め、附則第7項中「改正後の条例」を「八戸市職員退職手当支給条例」に改める。

（八戸市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正）

7 八戸市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成15年八戸市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「附則第9項」を「附則第3項」に改める。

（八戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

8 八戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年八戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「、新条例」を「、八戸市職員退職手当支給条例」に、「並びに附則第9項から第11項」を「並びに附則第3項から第5項」に改める。



議案第119号

八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月6日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

日計ヶ丘小学校を廃止するためのものである。

## 八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例

八戸市立学校設置条例（昭和39年八戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。  
別表八戸市立日計ヶ丘小学校の項を削る。

### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 八戸市学校給食条例（昭和40年八戸市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表中 「八戸市立根岸小学校  
八戸市立日計ヶ丘小学校」 を「八戸市立根岸小学校」に改める。

議案第120号

八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月6日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等の区分を変更し、その額を改定するとともに、その他所要の改正をするためのものである。

## 八戸市手数料条例の一部を改正する条例

八戸市手数料条例（昭和27年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第6の5の表1の項第1号ア中「住宅」の次に「又は複合建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表及び6の表において「省令」という。）第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。）（総戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）」を加え、同号イ及びウを次のように改める。

イ 共同住宅等又は複合建築物（総戸数が1戸のものを除く。）の住宅部分の場合 次に掲げる共同住宅等又は複合建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 4戸以内のもの 8,000円
- (イ) 4戸を超え15戸以内のもの 18,000円
- (ウ) 15戸を超え45戸以内のもの 40,000円
- (エ) 45戸を超えるもの 73,000円

ウ 非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下同じ。）又は複合建築物の非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の場合 次に掲げる非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 300平方メートル未満のもの 8,000円
- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 14,000円
- (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 24,000円
- (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 73,000円
- (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 116,000円
- (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 146,000円
- (キ) 25,000平方メートル以上のもの 183,000円

別表第6の5の表1の項第1号に次のように加える。

エ 複合建築物の場合 次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

- (ア) 住宅部分 次に掲げる複合建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - a 1戸のもの 4,000円
  - b 1戸を超え4戸以内のもの 8,000円



- c 4戸を超え15戸以内のもの 18,000円
- d 15戸を超え45戸以内のもの 40,000円
- e 45戸を超えるもの 73,000円

(イ) 非住宅部分 次に掲げる複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 300平方メートル未満のもの 8,000円
- b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 14,000円
- c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 24,000円
- d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 73,000円
- e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 116,000円
- f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 146,000円
- g 25,000平方メートル以上のもの 183,000円

別表第6の5の表1の項第2号アからウまでを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅又は複合建築物（総戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (7) 省令第10条第2号イ(1)の基準を用いる場合 34,000円
- (イ) 省令第10条第2号イ(2)の基準を用いる場合 17,000円

イ 共同住宅等又は複合建築物（総戸数が1戸のものを除く。）の住宅部分の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 省令第10条第2号イ(1)の基準を用いる場合 次に掲げる共同住宅等又は複合建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 4戸以内のもの 63,000円
- b 4戸を超え15戸以内のもの 105,000円
- c 15戸を超え45戸以内のもの 179,000円
- d 45戸を超えるもの 256,000円

(イ) 省令第10条第2号イ(2)の基準を用いる場合 次に掲げる共同住宅等又は複合建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 4戸以内のもの 29,000円
- b 4戸を超え15戸以内のもの 51,000円
- c 15戸を超え45戸以内のもの 94,000円
- d 45戸を超えるもの 142,000円

ウ 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、そ

それぞれ次に定める額

(7) 省令第10条第1号イ(1)の基準又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を用いる場合 次に掲げる非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 300平方メートル未満のもの 207,000円
- b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 260,000円
- c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 336,000円
- d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 480,000円
- e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 591,000円
- f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 699,000円
- g 25,000平方メートル以上のもの 797,000円

(イ) 省令第10条第1号イ(2)の基準を用いる場合 次に掲げる非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 300平方メートル未満のもの 79,000円
- b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 101,000円
- c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 133,000円
- d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 215,000円
- e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 281,000円
- f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 338,000円
- g 25,000平方メートル以上のもの 397,000円

別表第6の5の表1の項第2号に次のように加える。

エ 複合建築物の場合 次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(7) 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 省令第10条第2号イ(1)の基準を用いる場合 次に掲げる複合建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (a) 1戸のもの 34,000円
  - (b) 1戸を超え4戸以内のもの 63,000円
  - (c) 4戸を超え15戸以内のもの 105,000円
  - (d) 15戸を超え45戸以内のもの 179,000円
  - (e) 45戸を超えるもの 256,000円

b 省令第10条第2号イ(2)の基準を用いる場合 次に掲げる複合建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (a) 1戸のもの 17,000円
- (b) 1戸を超え4戸以内のもの 29,000円
- (c) 4戸を超え15戸以内のもの 51,000円
- (d) 15戸を超え45戸以内のもの 94,000円
- (e) 45戸を超えるもの 142,000円

(イ) 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 省令第10条第1号イ(1)の基準又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を用いる場合 次に掲げる複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (a) 300平方メートル未満のもの 207,000円
- (b) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 260,000円
- (c) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 336,000円
- (d) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 480,000円
- (e) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 591,000円
- (f) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 699,000円
- (g) 25,000平方メートル以上のもの 797,000円

b 省令第10条第1号イ(2)の基準を用いる場合 次に掲げる複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (a) 300平方メートル未満のもの 79,000円
- (b) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 101,000円
- (c) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 133,000円
- (d) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 215,000円
- (e) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 281,000円
- (f) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 338,000円
- (g) 25,000平方メートル以上のもの 397,000円

別表第6の5の表2の項第1号ア中「住宅」の次に「又は複合建築物（総戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分」を加え、同号イ及びウを次のように改める。

イ 共同住宅等又は複合建築物（総戸数が1戸のものを除く。）の住宅部分の場合 次に掲げる共同住宅等又は複合建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (7) 4戸以内のもの 4,000円

- (イ) 4戸を超え15戸以内のもの 9,000円
- (ウ) 15戸を超え45戸以内のもの 20,000円
- (エ) 45戸を超えるもの 36,000円

ウ 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の場合 次に掲げる非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 300平方メートル未満のもの 4,000円
- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 7,000円
- (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 12,000円
- (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 36,000円
- (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 58,000円
- (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 73,000円
- (キ) 25,000平方メートル以上のもの 91,000円

別表第6の5の表2の項第1号に次のように加える。

エ 複合建築物の場合 次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

- (ア) 住宅部分 次に掲げる複合建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - a 1戸のもの 2,000円
  - b 1戸を超え4戸以内のもの 4,000円
  - c 4戸を超え15戸以内のもの 9,000円
  - d 15戸を超え45戸以内のもの 20,000円
  - e 45戸を超えるもの 36,000円

(イ) 非住宅部分 次に掲げる複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 300平方メートル未満のもの 4,000円
- b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 7,000円
- c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 12,000円
- d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 36,000円
- e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 58,000円
- f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 73,000円
- g 25,000平方メートル以上のもの 91,000円

別表第6の5の表1の項第2号アからウまでを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅又は複合建築物（総戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分の場

合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 省令第10条第2号イ(1)の基準を用いる場合 17,000円

(イ) 省令第10条第2号イ(2)の基準を用いる場合 8,000円

イ 共同住宅等又は複合建築物（総戸数が1戸のものを除く。）の住宅部分の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 省令第10条第2号イ(1)の基準を用いる場合 次に掲げる共同住宅等又は複合建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 4戸以内のもの 31,000円

b 4戸を超え15戸以内のもの 52,000円

c 15戸を超え45戸以内のもの 89,000円

d 45戸を超えるもの 128,000円

(イ) 省令第10条第2号イ(2)の基準を用いる場合 次に掲げる共同住宅等又は複合建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 4戸以内のもの 14,000円

b 4戸を超え15戸以内のもの 25,000円

c 15戸を超え45戸以内のもの 47,000円

d 45戸を超えるもの 71,000円

ウ 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 省令第10条第1号イ(1)の基準又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を用いる場合 次に掲げる非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 103,000円

b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 130,000円

c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 168,000円

d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円

e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 295,000円

f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 349,000円

g 25,000平方メートル以上のもの 398,000円

(イ) 省令第10条第1号イ(2)の基準を用いる場合 次に掲げる非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 300平方メートル未満のもの 39,000円
- b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 50,000円
- c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,000円
- d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 107,000円
- e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円
- f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 169,000円
- g 25,000平方メートル以上のもの 198,000円

別表第6の5の表1の項第2号に次のように加える。

エ 複合建築物の場合 次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(7) 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 省令第10条第2号イ(1)の基準を用いる場合 次に掲げる複合建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (a) 1戸のもの 17,000円
- (b) 1戸を超え4戸以内のもの 31,000円
- (c) 4戸を超え15戸以内のもの 52,000円
- (d) 15戸を超え45戸以内のもの 89,000円
- (e) 45戸を超えるもの 128,000円

b 省令第10条第2号イ(2)の基準を用いる場合 次に掲げる複合建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (a) 1戸のもの 8,000円
- (b) 1戸を超え4戸以内のもの 14,000円
- (c) 4戸を超え15戸以内のもの 25,000円
- (d) 15戸を超え45戸以内のもの 47,000円
- (e) 45戸を超えるもの 71,000円

(イ) 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 省令第10条第1号イ(1)の基準又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を用いる場合 次に掲げる複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (a) 300平方メートル未満のもの 103,000円
- (b) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 130,000円
- (c) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 168,000円

- (d) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円
- (e) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 295,000円
- (f) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 349,000円
- (g) 25,000平方メートル以上のもの 398,000円

b 省令第10条第1号イ(2)の基準を用いる場合 次に掲げる複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (a) 300平方メートル未満のもの 39,000円
- (b) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 50,000円
- (c) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,000円
- (d) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 107,000円
- (e) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円
- (f) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 169,000円
- (g) 25,000平方メートル以上のもの 198,000円

別表第6の5の表備考第2項を削り、同表備考第1項を同表備考とする。

別表第6の6の表1の項第1号ア中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）」を「省令」に改め、同表3の項第1号ア中「住宅」の次に「又は複合建築物（総戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分」を加え、同号イを次のように改める。

イ 共同住宅等又は複合建築物（総戸数が1戸のものを除く。）の住宅部分の場合 次に掲げる共同住宅等又は複合建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (7) 4戸以内のもの 8,000円
- (i) 4戸を超え15戸以内のもの 18,000円
- (ウ) 15戸を超え45戸以内のもの 40,000円
- (I) 45戸を超えるもの 73,000円

別表第6の6の表3の項第1号ウ中「複合建築物」を「非住宅建築物又は複合建築物」に改め、「（非住宅部分についてのみ認定申請をする場合に限る。）」を削り、「掲げる」の次に「非住宅建築物又は複合建築物の」を加え、同号エ中「一の建築物」を「複合建築物」に改め、「（同時に住戸部分又は非住宅部分の認定申請をする場合を含む。）」及び「当該認定申請に係る建築物の部分について、」を削り、「建築物の部分」を「複合建築物の部分」に改め、同号エ(7)中「共同住宅等又は複合建築物の住宅部分」を「住宅部分」に、「掲げる共同住宅等又は」を「掲げる」に改め、同号エ(i)中「掲げる」の次に「複合建築物の」を加える。

別表第6の6の表3の項第2号ア及びイを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅又は複合建築物（総戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 省令第10条第2号イ(1)の基準を用いる場合 34,000円

(イ) 省令第10条第2号イ(2)の基準を用いる場合 17,000円

イ 共同住宅等又は複合建築物（総戸数が1戸のものを除く。）の住宅部分の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 省令第10条第2号イ(1)の基準を用いる場合 次に掲げる共同住宅等又は複合建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 4戸以内のもの 63,000円

b 4戸を超え15戸以内のもの 105,000円

c 15戸を超え45戸以内のもの 179,000円

d 45戸を超えるもの 256,000円

(イ) 省令第10条第2号イ(2)の基準を用いる場合 次に掲げる共同住宅等又は複合建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 4戸以内のもの 29,000円

b 4戸を超え15戸以内のもの 51,000円

c 15戸を超え45戸以内のもの 94,000円

d 45戸を超えるもの 142,000円

別表第6の6の表3の項第2号ウ中「複合建築物」を「非住宅建築物又は複合建築物」に改め、「（非住宅部分についてのみ認定申請をする場合に限る。）」を削り、同号ウ(7)及び(イ)中「掲げる」の次に「非住宅建築物又は複合建築物の」を加え、同号エ中「一の建築物」を「複合建築物」に改め、「（同時に住戸部分又は非住宅部分の認定申請をする場合を含む。）」及び「当該認定申請に係る建築物の部分について、」を削り、「建築物の部分」を「複合建築物の部分」に改め、同号エ(7)を次のように改める。

(7) 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 省令第10条第2号イ(1)の基準を用いる場合 次に掲げる複合建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 1戸のもの 34,000円

(b) 1戸を超え4戸以内のもの 63,000円

(c) 4戸を超え15戸以内のもの 105,000円

(d) 15戸を超え45戸以内のもの 179,000円

(e) 45戸を超えるもの 256,000円



b 省令第10条第2号イ(2)の基準を用いる場合 次に掲げる複合建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (a) 1戸のもの 17,000円
- (b) 1戸を超え4戸以内のもの 29,000円
- (c) 4戸を超え15戸以内のもの 51,000円
- (d) 15戸を超え45戸以内のもの 94,000円
- (e) 45戸を超えるもの 142,000円

別表第6の6の表3の項第2号エ(イ) a及びb中「掲げる」の次に「複合建築物の」を加え、同表4の項第1号ア中「住宅」の次に「又は複合建築物（総戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分」を加え、同号イを次のように改める。

イ 共同住宅等又は複合建築物（総戸数が1戸のものを除く。）の住宅部分の場合 次に掲げる共同住宅等又は複合建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (7) 4戸以内のもの 4,000円
- (イ) 4戸を超え15戸以内のもの 9,000円
- (ウ) 15戸を超え45戸以内のもの 20,000円
- (エ) 45戸を超えるもの 36,000円

別表第6の6の表4の項第1号ウ中「複合建築物」を「非住宅建築物又は複合建築物」に改め、「（非住宅部分についてのみ変更認定申請をする場合に限る。）」を削り、「掲げる」の次に「非住宅建築物又は複合建築物の」を加え、同号エ中「一の建築物」を「複合建築物」に改め、「（同時に住戸部分又は非住宅部分の変更認定申請をする場合を含む。）」及び「当該変更認定申請に係る建築物の部分について、」を削り、「建築物の部分」を「複合建築物の部分」に改め、同号エ(7)中「共同住宅等又は複合建築物の住宅部分」を「住宅部分」に、「掲げる共同住宅等又は」を「掲げる」に改め、同号エ(イ)中「掲げる」の次に「複合建築物の」を加える。

別表第6の6の表4の項第2号ア及びイを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅又は複合建築物（総戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (7) 省令第10条第2号イ(1)の基準を用いる場合 17,000円
- (イ) 省令第10条第2号イ(2)の基準を用いる場合 8,000円

イ 共同住宅等又は複合建築物（総戸数が1戸のものを除く。）の住宅部分の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (7) 省令第10条第2号イ(1)の基準を用いる場合 次に掲げる共同住宅等又は複合建築物

の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 4戸以内のもの 31,000円
- b 4戸を超え15戸以内のもの 52,000円
- c 15戸を超え45戸以内のもの 89,000円
- d 45戸を超えるもの 128,000円

(イ) 省令第10条第2号イ(2)の基準を用いる場合 次に掲げる共同住宅等又は複合建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 4戸以内のもの 14,000円
- b 4戸を超え15戸以内のもの 25,000円
- c 15戸を超え45戸以内のもの 47,000円
- d 45戸を超えるもの 71,000円

別表第6の6の表4の項第2号ウ中「複合建築物」を「非住宅建築物又は複合建築物」に改め、「(非住宅部分についてのみ変更認定申請をする場合に限る。)」を削り、同号ウ(ア)及び(イ)中「掲げる」の次に「非住宅建築物又は複合建築物の」を加え、同号エ中「一の建築物」を「複合建築物」に改め、「(同時に住戸部分又は非住宅部分の変更認定申請をする場合を含む。)」及び「当該変更認定申請に係る建築物の部分について、」を削り、「建築物の部分」を「複合建築物の部分」に改め、同号エ(ア)を次のように改める。

(ア) 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 省令第10条第2号イ(1)の基準を用いる場合 次に掲げる複合建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (a) 1戸のもの 17,000円
  - (b) 1戸を超え4戸以内のもの 31,000円
  - (c) 4戸を超え15戸以内のもの 52,000円
  - (d) 15戸を超え45戸以内のもの 89,000円
  - (e) 45戸を超えるもの 128,000円
- b 省令第10条第2号イ(2)の基準を用いる場合 次に掲げる複合建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (a) 1戸のもの 8,000円
  - (b) 1戸を超え4戸以内のもの 14,000円
  - (c) 4戸を超え15戸以内のもの 25,000円
  - (d) 15戸を超え45戸以内のもの 47,000円
  - (e) 45戸を超えるもの 71,000円

別表第6の6の表4の項第2号エ(イ) a及びb中「掲げる」の次に「複合建築物の」を加え、同表5の項第1号エ(ア)及び(イ)中「掲げる」の次に「複合建築物の」を加え、同項第2号ア(ア)中「第1条第1項第2号イ(1)(i)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に改め、同号ア(イ)中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同号イ(ア)中「第1条第1項第2号イ(1)(i)又は(ii)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に改め、「掲げる」の次に「共同住宅等の」を加え、同号イ(イ)中「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、「掲げる」の次に「共同住宅等の」を加え、同号ウ(ア)及び(イ)中「掲げる」の次に「非住宅建築物の」を加え、同号エ(ア) a中「第1条第1項第2号イ(1)(i)又は(ii)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に改め、「掲げる」の次に「複合建築物の」を加え、同号エ(ア) b中「第1条第1項第2号イ(2)(i)若しくは(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、「掲げる」の次に「複合建築物の」を加え、同号エ(イ) a及びb中「掲げる」の次に「複合建築物の」を加え、同表備考第1項中「若しくは」を「、複合建築物の住宅部分又は」に、「を受けようとする者、」を「又は」に、「者又は」を「者が当該共同住宅等、複合建築物の住宅部分又は複合建築物の共用部分（住戸以外の住宅の用途に供する部分をいう。以下同じ。）」について省令第10条第1号ロ(1)に規定する誘導設計一次エネルギー消費量を算定していない場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料並びに共同住宅等又は複合建築物に係る」に改め、「当該共同住宅等」の次に「、複合建築物の住宅部分」を加え、「（住戸以外の住宅の用途に供する部分をいう。）」及び「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料及び」を削り、同項第2号の表中「3の項第1号エ(ア)及び第2号エ(ア)、4の項第1号エ(ア)及び第2号エ(ア)」を「3の項第1号エ(ア)並びに第2号エ(ア) a及びb、4の項第1号エ(ア)並びに第2号エ(ア) a及びb」に、「第1条第1項第2号イ」を「第1条第1項第2号イ(1)」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第121号

新井田公園テニスコート増設等工事（その2）請負の一部変更契約の締結について  
新井田公園テニスコート増設等工事（その2）の請負について、別紙のように一部変更契約  
を締結する。

令和4年12月6日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

先に請負契約を締結した新井田公園テニスコート増設等工事（その2）について、設計変更により契約額を変更するためのものである。

契約額「141,654,700円」を「170,852,000円」に変更する。

議案第122号

指定ごみ袋の買入れについて  
別紙のとおり指定ごみ袋を買い入れる。

令和4年12月6日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

指定ごみ袋を買い入れるためのものである。

1 品名及び数量

品名	数量
家庭系可燃物用45リットル	5,746,000枚
家庭系可燃物用30リットル	2,688,000枚
家庭系可燃物用20リットル	624,000枚
家庭系不燃物用45リットル	130,000枚
家庭系不燃物用30リットル	32,000枚
家庭系不燃物用20リットル	96,000枚
計	9,316,000枚

2 買入金額 84,954,914円



議案第123号

市道路線の廃止及び認定について  
別紙のとおり市道路線の廃止及び認定をする。

令和4年12月6日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

道路法第8条第2項及び同法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、3・5・1沼館三日町線道路改築事業の実施並びに大久保地区、白銀地区及び長苗代地区における道路整備に伴う市道路線の廃止及び認定をするためのものである。

路線の廃止

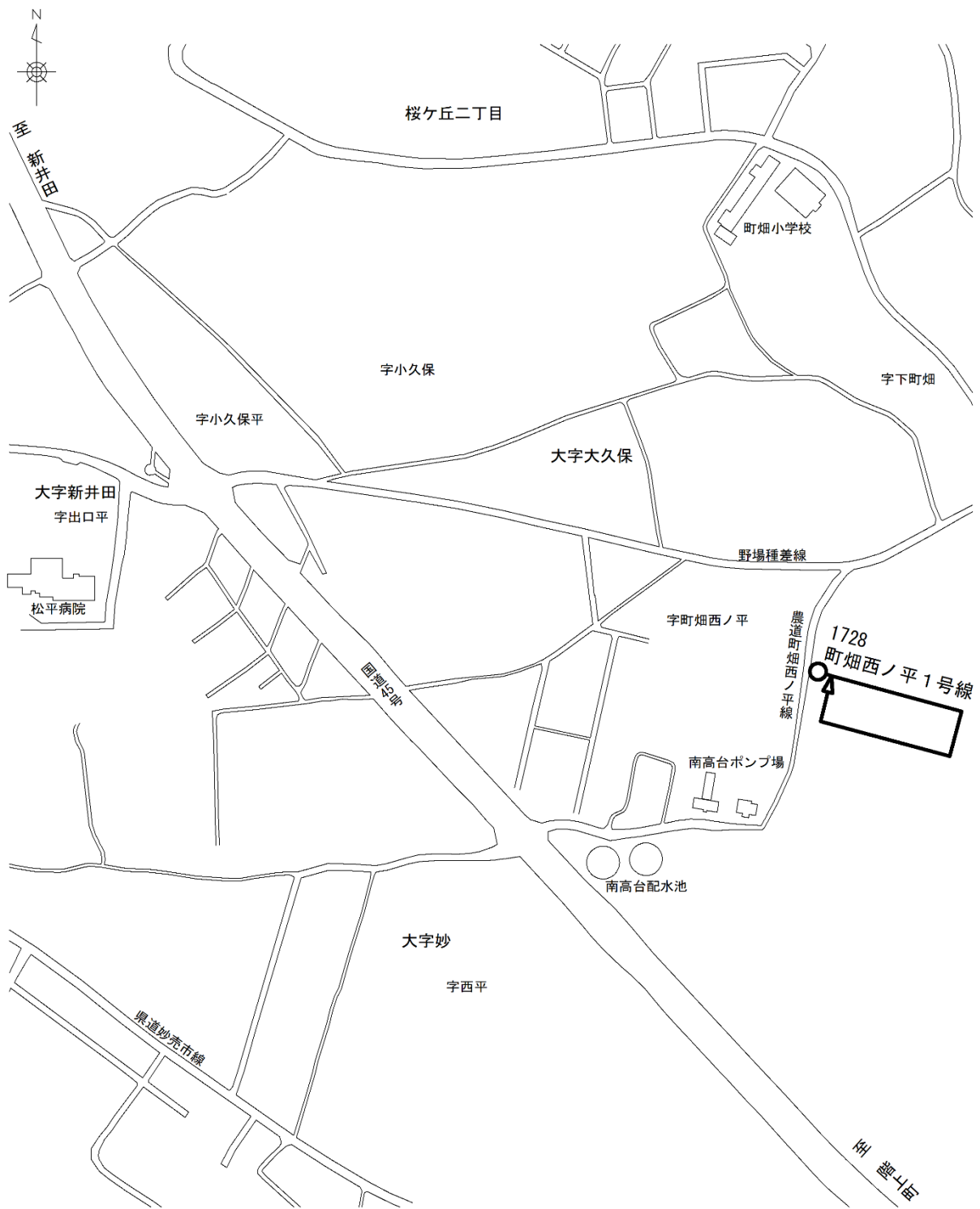
路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
八幡町線	八戸市内丸三丁目12番1地先 市道八幡町停車場線分岐	
	八戸市内丸三丁目25番1地先 主要地方道本八戸停車場線	
停車場下線	八戸市大字十八日町24番地先 国道340号分岐	
	八戸市内丸二丁目15番1地先 主要地方道本八戸停車場線	

路線の認定

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
八幡町線	八戸市内丸三丁目12番1地先 市道八幡町停車場線分岐	
	八戸市内丸三丁目11番4地先 主要地方道本八戸停車場線	
停車場下線	八戸市大字十八日町24番地先 国道340号分岐	
	八戸市内丸二丁目16番37地先 主要地方道本八戸停車場線	
本八戸駅通線	八戸市内丸一丁目14番122地先 主要地方道本八戸停車場線分岐	
	八戸市内丸一丁目14番24地先 主要地方道本八戸停車場線	
内丸二丁目1号線	八戸市内丸二丁目14番287地先 市道停車場下線分岐	
	八戸市内丸二丁目14番94地先 市道停車場下線	
内丸二丁目2号線	八戸市内丸二丁目16番12地先 市道内丸二丁目1号線分岐	
	八戸市内丸二丁目9番1地先 主要地方道本八戸停車場線	

町畑西ノ平1号線	八戸市大字大久保字町畑西ノ平15番84地先 農道町畑西ノ平線分岐	
	八戸市大字大久保字町畑西ノ平15番44地先 市道町畑西ノ平1号線	
小沼北道4号線	八戸市大字白銀町字姥久保21番2地先 市道小沼北道1号線分岐	
	八戸市大字白銀町字姥久保29番9地先 市道白銀台二丁目6号線	
駅西124号線	八戸市大字長苗代字天狗柳13番1地先 市道駅西51号線分岐	
	八戸市大字長苗代字天狗柳13番1地先	





認定路線(大久保地区)

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
1728	町畑西ノ平1号線	6.0~7.9	344.5

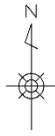
凡 例	
認定路線	
道路	



認定路線(白銀地区)

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
1729	小沼北道4号線	4.0~5.0	185.9

凡 例	
認定路線	
道 路	



認定路線(長苗代地区)

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
4-199	駅西124号線	6.0	18.6

凡 例	
認定路線	
道路	